

狛江市居住支援協議会 設立趣意書

少子・超高齢化社会が進む中、国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法が制定されました。住生活基本法の基本理念に基づき制定された住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）は、高齢者や障がい者といった住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）の居住の安定確保を図るため、必要な施策を講ずることを目的としています。

住宅確保要配慮者については、身寄りがいないことや緊急時の対応等への不安に起因して入居が制限されるなど、自力では適切な住宅を確保することが困難となる場合が生じています。

一方、賃貸人については、住宅確保要配慮者の入居による近隣トラブル、孤独死などのリスクの不安により、賃貸物件に対する入居をためらう場面が生じています。

狛江市においては、市・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、支援を実施する組織として住宅セーフティネット法に基づく「狛江市居住支援協議会」を設立します。

狛江市居住支援協議会では、住宅セーフティネット構築のために必要な関係団体のネットワーク化や相互補完・協力体制の構築を進めるとともに、住宅確保要配慮者の居住支援に係る課題に対して解決策の検討を行い、構成団体の連携のもとで取組みを協議・調整し、居住支援の実施につなげることを目的とします。

令和元年5月21日